

NIMBY 問題における公平と共感による情動反応： 域外多数者の無関心は立地地域少数者の怒りを増幅する？¹⁾

野 波 寛
関西学院大学

田 代 豊
名桜大学

坂 本 剛
名古屋産業大学

大 友 章 司
甲南女子大学

要 約

原発・廃棄物処分場・軍事基地などの迷惑施設をめぐるのは、立地地域少数者と域外多数者との間で利害の不均衡が発生する。この不均衡に関心を示さない域外多数者に対しては、不均衡を知った上で非意図的に迷惑施設を受容する域外多数者に対してよりも、立地地域少数者の怒りや不満といったネガティブな情動が喚起されるだろう。シナリオを用いた実験の結果、この予測は支持された。また立地地域少数者の情動反応には、利害の不公平に対する評価のほか、域外多数者への共感も、大きな影響を及ぼすことが示された。集団価値モデルにもとづき、立地地域少数者の立場に対する域外多数者からの関心の呈示は、前者が後者からの敬意を推測する手がかりになると考察した。以上の結果より、迷惑施設をめぐる公的決定の過程で、立地地域少数者と域外多数者との相互作用を検討する重要性について論じた。

キーワード：NIMBY, 立地地域少数者の情動, 域外多数者の関心, 公平, 共感

問 題

原発・廃棄物処分場・軍事基地など、いわゆる迷惑施設の立地に際しては、受苦圏に入る立地地域の人々（立地地域少数者）と、受益圏に入る広範な人々（域外多数者）との間で、利害の不均衡が発生する。本研究では、両者の間での利害の不均衡に対する域外多数者の関心が、立地地域少数者の怒りや不満といった情動の喚起に及ぼす影響を検討する。

迷惑施設に対する立地地域少数者と域外多数者の関心の格差

迷惑施設に関して、多くの人々はそれがもたらす公益

の重要性には賛同する一方、自分の居住地での立地はお断りという心理傾向を持ち、これを NIMBY (Not in my backyard) シンドロームと呼ぶ (清水, 1999)。NIMBY 問題とは、迷惑施設がもたらす私的負担を人々が忌避した結果、公益供給そのものが不可能になる社会的ジレンマの一種である (藤井, 2003)。たとえば Takahashi (1997) や Moon (1988) は、ホームレスや HIV 罹患者の厚生施設をめぐるその立地地域の人々が社会的スティグマの形で私的負担を被る可能性を論じたほか、野波・土屋・桜井 (2014b) は在日米軍基地に関する政策決定権の正当性について、その承認過程が複数のアクター間で異なることを示した。この一方で NIMBY 問題には、受益圏と受苦圏との間での利害対立構造 (梶田, 1979) も含ま

第 1 著者連絡先 e-mail: nonami@kwasei.ac.jp

1) 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金 (研究代表者：野波寛) ならびに中山隼雄科学技術文化財団助成金の助成を受けた。

れる。迷惑施設は、社会的かつ地理空間的に多数となる域外多数者に公益をもたらす反面、相対的に狭い範囲かつ少数となる立地地域少数者には公益を上回る私的負担をもたらす、それぞれ受益圏、受苦圏と定義される前者と後者の間に利害の不均衡を発生させるのである。

さらに、NIMBY問題における立地地域少数者と域外多数者の間では、それぞれの利害に対する迷惑施設の影響が、非対称的となりやすい構造が指摘できる。域外多数者に迷惑施設がもたらす公益は全体的かつ分割不可能な集合利益であり、個人々人にとっては私有できない間接的利益の集積となる。他方で立地地域少数者には、私的な利害に対して直接的かつ顕在的な影響が及ぼされやすい。たとえばわが国で沖縄県に集中する在日米軍基地は、域外多数者である本土住民に国家レベルの安全保障という公益をもたらすが、立地地域少数者となる沖縄県の住民には、特に基地周辺の居住地における軍用機等の騒音や墜落のリスク、あるいは軍用地料の高騰による地代収益の増大といった直接的な費用ないし利益をもたらす(野波ほか, 2014b; 来間, 2012)。前者が、具体的に数値化され個人々に及ぼされる負担あるいは利益として認知されることが困難であるのに対し、後者は、個人々の私益に及ぼされる負担ないし利益として、具体的かつ可視的に認知されやすいであろう。したがって、迷惑施設が域外多数者と立地地域少数者それぞれの利害に及ぼす影響は、前者が不可視的であるのに対して後者は可視的となり、非対称的な情報になりやすいと考えられる。

こうした情報の非対称性は、迷惑施設に関わる立地地域少数者と域外多数者の間で、当該施設の是非そのものに対する関心の格差を発生させるであろう。域外多数者は、自身の利害と迷惑施設との関連が認知しにくいいため、当該施設への関心が低下し、その是非について認知的コストを負担しつつ熟慮しようとの意図も低下しやすいと予測できる。結果として域外多数者には、迷惑施設を含む公共政策の是非を熟慮する意図の低下と、当該政策の決定過程に自らが関わる権利を放棄して立地地域少数者や行政機関に委ねる傾向が生じやすい。正当性の評価過程において域外多数者に発生しやすいこのような意思決定は、消極的当事者主義とされる(野波・蘇米雅・ハズル・坂本, 2014a; 野波ほか, 2014b)。この一方、自身の利害と迷惑施設との関連を認知しやすい立地地域少数者では、当該施設の是非に対する関心が高く維持されるであろう。このような域外多数者と立地地域少数者との関心の格差は、迷惑施設の是非のみならず、多様な人々の利害に影響を及ぼす公共政策などの決定場面で広く見出される現象と推測できる。

本研究の作業仮説：域外多数者に対する立地地域少数者の情動反応

迷惑施設をめぐる立地地域少数者と域外多数者の間に生じる分配結果の不公平は、前者から後者へのネガティブな情動を喚起すると考えられる(Walster, Walster, & Berscheid, 1978)。一方、分配者が意図的に不公平な分配を行った場合には、人々がその分配結果を拒否する傾向が高まる(Falk, Fehr, & Fischbacher, 2003; 堀田・山岸, 2008)。最後通告ゲームを用いたFalk et al. (2003)では、分配者が受け手との間で10ポイントを配分する選択肢2つが提示される。ここで、選択肢が2つとも“分配者8ポイント+受け手2ポイント”とされる条件と、“分配者8ポイント+受け手2ポイント”および“分配者と受け手いずれも5ポイント”の2つが提示される条件が設定された。いずれも分配者は自身に8ポイント(受け手に2ポイント)を配分する不公平な提案を行うが、前者の条件における不公平な提案は分配者自身の意図によるものではなく(意図なし条件)、後者の条件では分配者が自発的な意図で不公平な配分を選択した提案として、受け手に理解される(意図あり条件)。前者では受け手が提案を拒否する割合が18%であったのに対し、後者では44%であった(Falk et al., 2003)。この結果は、分配の不公平にとまらぬ人々のネガティブな反応を喚起するのが結果そのものの不公平ではなく、分配の意図であることを示している。

在日米軍基地や原発など、わが国で迷惑施設の是非に関わる政策は、政府あるいは自治体といった行政機関の決定に委ねられる場合が多い。域外多数者は、行政機関が決定した政策を呈示され、その政策を受容することで、結果的に立地地域少数者に負担が偏在した事態が構築される。行政機関の決定を個人々が修正することは困難であり、個人々の域外多数者が自らの意図で立地地域少数者に負担を強制するわけではない。迷惑施設の是非に関する決定をめぐる域外多数者が置かれたこの位置は、先に示したFalk et al. (2003)の意図なし条件における提案者と同様であり、非意図的であると言える。したがってFalk et al. (2003)に沿って言えば、迷惑施設に付随する負担の偏在をめぐる立地地域少数者から域外多数者へのネガティブな反応は発生しにくいと考えられる。

しかし実際には、たとえば在日米軍基地が集中する沖縄県では、日本政府や米国政府のみならず、本土の人々に対しても強い怒りが表明される(山腰, 2011)。立地地域少数者から域外多数者に向けられるこうしたネガティブな情動反応は、非意図的に発生した分配の不公平という枠組みからは説明できない。これについて、本研

究では次のように考察する。

先述のように、行政機関の決定を個々の域外多数者が修正することは難しく、多くの場合は当該政策をそのまま受容する以外に選択肢がない。特に、迷惑施設をめぐる政策に関しては、先に述べたように域外多数者の関心が低下し、その政策の是非について熟慮しようとの意図も低下しやすい（野波ほか、2014b）。したがって域外多数者は、迷惑施設に関する政策を精査することなく、周辺的情報処理（Petty & Cacioppo, 1986）のみで受容する傾向を高めるだろう。すなわち彼らは、政策の受容にあたってその政策が自他にもたらす影響を積極的に思考した上で他に選択肢がないため非意図的に（やむを得ず）受容するのではなく、積極的な思考そのものを放棄した結果として、当該政策の受容に至る。この場合の域外多数者は、非意図的ではなく、むしろ無関心と見なすことができる²⁾。域外多数者はこの結果、立地地域少数者に迷惑施設の負担が偏る構造的な不公平によって自身の負担が軽減することに加え、そうした負担の偏在を精査する認知的コストも節約できることになり、立地地域少数者との格差が最大化する。

これと対照的に、域外多数者が迷惑施設に関する政策を精査した上で、Falk et al. (2003) の意図なし条件のように自らの自発的意図を反映させにくい状況の中で非意図的にその政策を受容した場合には、分配結果の不公平はあるものの、その構造的な不公平について熟慮する認知的コストは負担したことになる。さらに、青木・鈴木 (2008) では、ダム建設に反対する立地地域の水没地権者が、下流域の人々からの感謝の呈示で、自らダム早期完成の要望書を提出するに至った事例が報告される³⁾。また McCullough ら (McCullough, Worthington, & Rachal, 1997; McCullough, Rachal, Sandage, Worthington, Brown, & Hight, 1998) は、加害者から被害者への謝罪が被害者の共感 (empathy) を喚起し、加害者への寛容性 (forgiveness) を促進するという共感-寛容のモデルを報告した。このモデルはクロズドな2者関係を焦点としているが、加害者と被害者の直接ないし間接的な相互

作用を前提とする視点は、NIMBY 問題における受益圏と受苦圏の相互作用を想定した本研究と共通のものである。このモデルに沿って考えると、迷惑施設をめぐる域外多数者から立地地域少数者への謝罪の呈示は、前者が迷惑施設の是非について熟慮したことを後者に示す手がかりになると考えられる。

以上の点より本研究では、迷惑施設にともなう社会的な負担が立地地域少数者に集中する構造について、(1) その情報に域外多数者が無関心であった場合、(2) 情報を精査した上で彼らが非意図的に当該施設を受容する場合、(3) 立地地域少数者に謝罪を表明する場合という3種の状況を想定し、(1) において分配結果ならびに認知的コストの不公平より、立地地域少数者から域外多数者へのネガティブな情動反応が高まると仮定する。

また、立地地域少数者の情動反応を規定する要因として、公平性への評価とともに、域外多数者への共感性を取り上げる。先述した McCullough らのモデルより、域外多数者の情動反応には、公平性への評価とならび、立地地域少数者の共感性が影響を及ぼすとの予測が成り立つ。このとき、迷惑施設にともなう構造的な不公平の情報に域外多数者がどれほど関心を向けるかという情報は、その情報の精査に彼らがどの程度の認知的コストを負担しようとしたかの自発的な意図について、立地地域少数者が推測する手がかりとなる。したがって、域外多数者の関心の高さに対する立地地域少数者の評価は、公平性の評価と共感性に影響を及ぼすだろう。

方 法

実験計画 域外多数者の意見に4水準（無関心・非意図的・謝罪表明・情報なし）を設け、1要因を独立変数とする被験者間計画である。

実験参加者 男女大学生204名。実験参加者は以下のシナリオで、「S町に住む学生」という立場から、上記の4水準いずれかに対応したシナリオを読むように求められた。

手続き シナリオ法を採用し、「A県S町にある廃棄

2) 政策そのものの受容に関わるこの認知過程が、行政機関など政策決定者の正当性の判断において作動した場合には、先述した消極的当事者主義となる。

3) 青木・鈴木 (2008) が調査した胆沢川新石淵ダム建設の事例では、水不足や水害への対策を求める下流域の営農団体や市町村がダム建設の推進を求めたのに対し、ダムによって水没する土地の地権者などが反対を主張し、これらに対立する構図であった。この研究で下流域の人々はダム建設によって直接的な利益を得る受益者と位置づけられ、本研究における域外多数者と同一ではない。しかし、受益者から立地地域少数者へ直接的に謝意が示された数少ない例であり、公共施設をめぐる域外多数者との接触が立地地域少数者にもたらす影響のひとつのパターンを示す事例として、ここで取り上げる。

物最終処分場（ごみ焼却場）には、A 県内の大都市からごみが運ばれる。これについて S 町の住民が、その大都市の市民の意見を、新聞紙上で読む」というシナリオを設定した。シナリオ上ではまず、ごみ焼却場が S 町にもたらす被害（「ごみ焼却のにおいや運搬トラックの騒音」「S 町のイメージ低下、人口減少でコンビニなどがなくなって不便」と、その一方で A 県全体にもたらす公益（「S 町以外の市ではごみ焼却のにおいやトラックの騒音がなくなる」「S 町以外の市では清潔・快適な生活」）が記述された。続いて、これらの情報を読むように求められた上で大都市の市民の意見として、(1) 意見（無関心）のセルでは、「あの町のごみ焼却場のくわしい情報？あんまり興味ないです、すいません」「ごみ処理についてですか？すみません、忙しいのでまた今度お願いします。仕事なので」「あの町のごみ処理場の問題？時間がないので読んでられないです。ごめんなさい、また今度」という3種の文章を列記した。(2) 意見（非意図的）では、「ごみ焼却場のくわしいことがわかりました。でも仕方ないですよ」「なるほど、わかりました。でも、ゴミ焼却場はあの町に置くしか、方法がないんですよ」「よくわかりました。わかっただけ……あの町のほかにはゴミをもっていく場所もないじゃないですか」の3種の意見が呈示された。(3) 意見（謝罪表明）では、「ごみ焼却場のくわしいことがわかりました。申し訳ないです。あの町には本当に感謝しています」「なるほど、わかりました。あの町がひきうけてくれているんですね、本当にすいません」「よくわかりました。この状況はつらいですね。あの町の人たちのことを考えると、本当に申し訳ないです」という3種が示された。(4) 意見（情報なし）では、大都市の市民の意見は具体的にわからないとして、域外多数者の意見を呈示しなかった。実験参加者は S 町の住民という立場から、上記 (1)～(4) の水準ごとにいずれかの域外多数者の意見を読んだ後、質問紙への回答を行った。実験の所要時間は、シナリオの読了と質問紙への回答を含め、およそ 10 分前後であった。

測定項目 媒介変数および最終的な従属変数として、以下の項目を設定した。項目はすべて「全くそう思わない」(1点)から「非常にそう思う」(5点)の5段階尺度である。

関心推測 迷惑施設に対する域外多数者の関心について、実験参加者に立地地域少数者の立場から推測させ、「大都市の市民は、ごみ焼却場の問題に関心を持っているだろう」「大都市の市民は、ごみ焼却場が、自分たちに深く関わる問題だと思っているだろう」という2項目

で回答を求めた ($\alpha=.74$)。

公平性評価 シナリオ上で実験参加者が割り当てられた立地地域少数者と、域外多数者との間での迷惑施設をめぐる利害の公平性について、「ごみ焼却場の問題について、私の町の利益は、大都市の利益より大きい」「ごみ焼却場がもたらす利益と負担は、私の町と大都市で、公平になっていると思う」という2項目で評価を求めた ($\alpha=.60$)。

共感性評価 域外多数者の意見に対する立地地域少数者からの共感について、「ごみ焼却場の問題に関する大都市の市民の意見は、私にとって共感できる」「私にとって、大都市の市民がごみ焼却場について出した意見は、許せる範囲だ」という2項目で測定した ($\alpha=.66$)。

情動反応 立地地域少数者から域外多数者に対するネガティブな情動反応の測定については、「大都市の市民の意見に対して、私は怒りを感じる」「大都市の市民の意見について、私は不満を感じる」という2項目を設置した ($\alpha=.90$)。

上記のほか、実験操作の有効性をチェックするため、以下の項目を設置した。まず、本研究で設定した迷惑施設の場面が NIMBY 問題として実験参加者に理解されたかの点について、迷惑施設が公益をもたらすこと、その一方で立地地域少数者には不利益がもたらされること、よって立地地域少数者の立場になった実験参加者は当該施設を拒絶する傾向を発生させることが、確認される必要がある。このため、「私は、ごみ焼却場が A 県内の多くの人々にもたらすメリットを、いくつか正確にわかっている」「A 県での自分の立場上、ごみ焼却場は私にとって、メリットよりもデメリットのほうが多い」、および「できれば、自分の町に、ごみ焼却場はない方がいいと思う」という項目を用意した。さらに、迷惑施設の是非について実験参加者が実際に立地地域少数者の立場で考えたことを確認するため、「A 県での自分の立場から見れば、ごみ焼却場の是非は、私の生活を左右する重要なことだ」という単項目で、迷惑施設が私的な利害に及ぼす影響への評価をチェックした。

結 果

回答不備や実験操作不備のデータを除去し、最終的な有効データは 197 名であった（男性 93 名、女性 104 名）。実験計画の 4 水準間で性比に偏りはなかった ($\chi^2_{(3)}=4.46, n.s.$)。

操作チェック

「私は、ごみ焼却場が A 県内の多くの人々にもたらす

メリットを、いくつか正確にわかっている」、「A 県での自分の立場上、ごみ焼却場は私にとって、メリットよりもデメリットのほうが多い」、および「できれば、自分の町に、ごみ焼却場はない方がいいと思う」に対する回答値は、いずれも中央値の 3.0 より高かった（それぞれ、 $M=3.70$ [$SD=.93$], $M=4.56$ [$SD=.73$], $M=4.10$ [$SD=.93$])。また、域外多数者の意見を独立変数とする 1 要因 ANOVA (4 水準) を実施した結果、いずれの項目にも主効果は認められなかった（それぞれ、 $F_{(3,193)}=1.18$, $n.s.$, $\eta^2=.02$; $F_{(3,192)}=1.06$, $n.s.$, $\eta^2=.02$; $F_{(3,193)}=.19$, $n.s.$, $\eta^2=.00$)。実験参加者は、廃棄物最終処分場が不特定多数の人々に公益をもたらす反面、自身の私的利益には負担をもたらす、ゆえに自身の居住地域にはない方が望ましいとの評価であった。以上より実験参加者は、シナリオ上での迷惑施設の場面を NIMBY 問題として理解していることが示された。

さらに、「A 県での自分の立場から見れば、ごみ焼却場の是非は、私の生活を左右する重要なことだ」に対する回答値も 4.0 を上回り ($M=4.34$ [$SD=.90$])、域外多数者の意見による主効果も有意ではなかった ($F_{(3,193)}=.84$, $n.s.$, $\eta^2=.01$)。実験参加者はシナリオ上の迷惑施設を自身の生活に関わる重要事項と評価しており、彼らを立地地域少数者に配置した操作の有効性が確認された。以上よりまず、本研究における NIMBY 問題の場面設定を、実験参加者が立地地域少数者として適切に理解していたことが示された。

次に、域外多数者の関心に対する立地地域少数者からの推測を測定した「大都市の市民は、ごみ焼却場の問題に関心を持っているだろう」「大都市の市民は、ごみ焼却場が、自分たちに深く関わる問題だと思っているだろう」という 2 項目の単純加算平均値に、域外多数者の意見を独立変数とする 1 要因 ANOVA を実施した。その結果、主効果が認められた ($F_{(3,193)}=5.62$, $p<.001$, $\eta^2=.08$)。多重比較 (Boferroni 法、以下同様) の結果では、意見 (無関心) における回答値のみが、非意図的・謝罪表明・情報なしという他の 3 水準よりも、有意に低かった（それぞれ、 $M=1.41$ [$SD=.48$], $M=1.93$ [$SD=.84$], $M=1.93$ [$SD=.72$], $M=1.95$ [$SD=.88$], $p<.05$)。立地地域少数者としての実験参加者は全体として、シナリオ上での域外多数者が迷惑施設にあまり関心を持っていないと推測したが、その傾向は無関心の水準で、特に顕著であった。この結果、本研究の独立変数である域外多数者の関心についても、操作の有効性が確認された。

公平性評価

立地地域少数者と域外多数者との間での公平性を測定した「ごみ焼却場の問題について、私の町の利益は、大都市の利益より大きい」「ごみ焼却場がもたらす利益と負担は、私の町と大都市で、公平になっていると思う」という 2 項目の単純加算平均値は、域外多数者の意見 (無関心・非意図的・謝罪表明・情報なし) すべての水準で 2.0 を下回った（それぞれ、 $M=1.80$ [$SD=.74$], $M=1.94$ [$SD=.75$], $M=1.99$ [$SD=.78$], $M=1.85$ [$SD=.78$])。また、域外多数者の意見に主効果は認められなかった ($F_{(3,192)}=.61$, $n.s.$, $\eta^2=.01$)。域外多数者の意見内容に関係なく、立地地域少数者は自身の利益が域外多数者より少ないと見なし、公平ではないと評価していた。

共感性評価

「ごみ焼却場の問題に関する大都市の市民の意見は、私にとって共感できる」「私にとって、大都市の市民がごみ焼却場について出した意見は、許せる範囲だ」という 2 項目の単純加算平均値を、立地地域少数者による域外多数者への共感性の評価として、域外多数者の意見を独立変数とする 1 要因 ANOVA を行った。その結果、主効果が有意となった ($F_{(3,193)}=4.25$, $p<.01$, $\eta^2=.06$)。多重比較では、意見 (謝罪表明) と無関心および情報なしの間で、有意差が認められた ($p<.05$)。無関心・非意図的・謝罪表明・情報なしのすべての水準で回答値が 3.0 を下回ったが (それぞれ、 $M=2.07$ [$SD=.87$], $M=2.44$ [$SD=.96$], $M=2.60$ [$SD=.90$], $M=2.10$ [$SD=.81$])、意見 (謝罪表明) の水準では、無関心と情報なしの 2 水準に比較して、相対的に共感性の評価が高かった。

情動反応

立地地域少数者から域外多数者への情動反応として、「大都市の市民の意見に対して、私は怒りを感じる」「大都市の市民の意見について、私は不満を感じる」の 2 項目の単純加算平均値を算出した。結果を Figure 1 に示す。1 要因 ANOVA の結果、域外多数者の意見に主効果が認められた ($F_{(3,193)}=5.00$, $p<.01$, $\eta^2=.07$)。多重比較では、意見 (無関心) の回答値が、非意図的・謝罪表明・情報なしという他の 3 水準より有意に高かった（それぞれ、 $M=4.06$ [$SD=.84$], $M=3.51$ [$SD=.95$], $M=3.35$ [$SD=1.04$], $M=3.39$ [$SD=1.12$], $p<.05$)。域外多数者に対する立地地域少数者の怒りと不満は、無関心の水準において特に高まった。

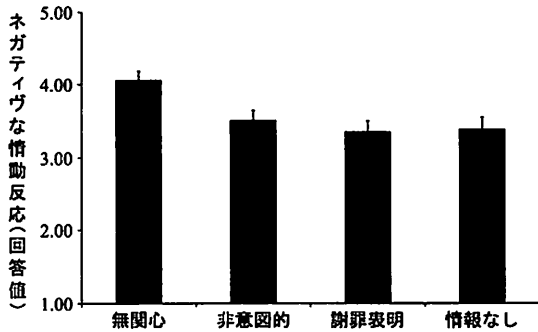


Figure 1. 各水準における当事者から非当事者への情動反応（怒りと不満）

Table 1 変数間の相関係数

	2	3	4
1. 関心推測	.34**	.37**	-.27**
2. 公平性評価		.20**	-.24**
3. 共感性評価			-.44**
4. 情動反応			

注) 数字は Pearson の相関係数, ** $p < .01$

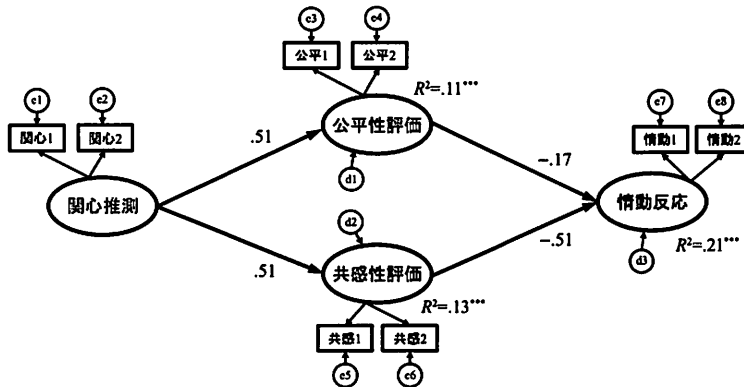


Figure 2. 域外多数者に対する関心推測が立地地域少数者の情動反応に及ぼす影響過程

関心推測から情動反応へのパスモデル

Table 1 は、関心推測および公平性評価、共感性評価、情動反応の間の相関係数である。この相関分析表を参考に、域外多数者の関心の高さに対する立地地域少数者の推測が公平性と共感性を介して情動反応を喚起するという仮説モデルを検証するため、共分散構造分析を行った。まず、情動反応との間で有意な相関の見られた関心推測と公平性評価、共感性評価を情動反応の規定因に配し、また公平性評価と共感性評価の2変数に対して関心推測を規定因として配置した。このモデルでは、関心推測から情動反応への直接的なパスのみが有意とならず ($\beta = .13, n.s.$)、その他の標準係数はすべて有意であった ($n = 196, \chi^2_{(15)} = 15.96, n.s., GFI = .980, AGFI = .952, CFI = .998, RMSEA = .018, AIC = 57.96$)⁴⁾。有意とならな

かった直接効果のパスを消去し、関心推測から情動反応に対して公平性評価と共感性評価を媒介とする間接効果のみを仮定したモデルを得た ($n = 196, \chi^2_{(16)} = 16.84, n.s., GFI = .979, AGFI = .998, CFI = .950, RMSEA = .016, AIC = 56.84$)。Figure 2 は、AIC ならびに RMSEA が低いことからより適合度が高いと判断された後者のモデルである。関心推測から公平性評価および共感性評価へのパスは、いずれも有意となった (それぞれ、 $\beta = .51, p < .001$; $\beta = .51, p < .001$)。さらに、情動反応に対する公平性評価と共感性評価それぞれのパスは、前者が有意傾向にとどまった反面 ($\beta = -.17, p < .06$)、後者は有意と認められた ($\beta = -.51, p < .001$)。情動反応に対する最終的な説明率は $R^2 = .21$ ($p < .001$) であった。公平性評価と共感性評価は、いずれも情動反応の規定因となったが、

4) 公平性評価および共感性評価を介した間接的なパスを仮定せず、関心推測から情動反応への直接的なパスのみの影響を見た場合、標準化係数は $\beta = .31$ ($p < .05$) であった。関心推測から情動反応への直接効果は、公平性評価と共感性評価を介した間接効果により、有意に低下した。

前者に比較して後者の影響が相対的に大きかった。また、情動反応と公平性評価および共感性評価の相関係数の間にも、有意な差が認められた (Table 1 参照, $z=3.15$)。以上より、迷惑施設をめぐる域外多数者に対する立地地域少数者の情動反応は、両者の利害の公平性のほか、域外多数者の意見に対する立地地域少数者からの共感を通じて規定される部分も大きいことが示された。

考 察

NIMBYとしての迷惑施設は、その負担が立地地域少数者に偏り、域外多数者との間で分配結果の不公平が生じやすい。さらに、そうした構造的不公平に関心を示さない域外多数者は、分配結果の不公平に加え、負担の偏在を熟慮する認知的コストも低減し、分配結果と認知的側面の両面にわたって立地地域少数者との格差が拡大する。この結果、無関心な域外多数者に対して立地地域少数者のネガティブな情動反応が高まると仮定された。

仮想場面法による実験の結果、域外多数者が無関心であった場合の立地地域少数者の情動反応は、当該の立地地域における迷惑施設を域外多数者が非意図的に是認する場合よりも、有意に高かった。またモデル分析の結果からも、域外多数者の関心に対する立地地域少数者の推測が、公平性評価と共感性評価を介して、情動反応を規定することが示された。以上の結果はいずれも、迷惑施設に対する域外多数者の関心が立地地域少数者の情動反応に影響を及ぼすことを示しており、上記の仮説を支持している。また、域外多数者の関心に対する立地地域少数者の推測は公平性評価と共感性評価の有意な規定因となり、立地地域少数者は迷惑施設にもなる構造的不公平や域外多数者の意見・価値観への同意可能性を判断する手がかりとして、域外多数者の関心に注視する可能性が示唆された。

さらにモデル分析からは、公平性評価と共感性評価のうち、後者が立地地域少数者の情動反応をより強く規定することも示された。すなわち、立地地域少数者の情動反応には、迷惑施設をめぐる分配結果の不公平そのものより、その不公平に関する域外多数者の意見への共感が、相対的に大きな影響を及ぼす。このことは、立地地域少数者の情動喚起が分配結果と認知的側面の両面にわたる不公平からもたらされるとした本研究の仮定のほかに、別個の過程が影響を及ぼすことを示唆するものである。

手続き的公正に関する集団価値モデル (Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992; Smith & Tyler, 1996) によれば、権威者が決定を行う過程で人々が手続きの公正性を重視するのは、権威者から自己への敬意を確認するためであ

るという。政府や自治体といった行政機関が決定を行う制度構築や公共事業などの場面でも、人々は自己あるいは所属集団を行政機関が尊重していることの確認を求めて、行政機関が執行する決定手続きの公正性に注視する。公共施設の一つである迷惑施設の是非も、多くは行政が決定するが、この公的決定には立地地域少数者と行政のほか、公益を享受する域外多数者も直接ないし間接的に関与する。しかし既に述べたように、域外多数者は行政の決定を呈示される側のアクターであり、立地地域少数者に対して公正な手続きを担保できる立場にはない。したがって立地地域少数者が域外多数者からの敬意を確認する情報として、手続きの公正性を用いることはできない。この場合、迷惑施設により域外多数者と立地地域少数者の利害が不公平となる構造への関心の高さ、すなわちそうした構造が必要とされる根拠や他の選択肢の検討も含め、域外多数者が相応の認知的コストを負担して熟慮する意図の呈示が、立地地域少数者にとって域外多数者からの敬意を推測する上での手がかりになると考えられる。すなわち、迷惑施設をめぐる公的決定の過程で、立地地域少数者は行政機関ならびに域外多数者からの敬意を確認するため、それぞれ手続き的公正および熟慮意図に注視すると結論できる。

以上の考察をまとめると、立地地域少数者にとって本来は認知的側面での公平性を判断する手がかりである域外多数者の関心は、迷惑施設の負担や利益をめぐる分配的公平を評価する手がかりとしても機能する一方、域外多数者からの敬意を推測する手がかりともなることが示唆される。この結果は、立地地域少数者と域外多数者の間で分配結果の不公平そのものが解消されない場合でも、その構造的不公平について域外多数者が高い関心を持ちつつ熟慮する意図を示すことで、分配的公平に対する立地地域少数者の評価を高め、さらに彼らの怒りや不満を抑制するとともに、迷惑施設そのものの受容を促す可能性を示したと見ることもできる。これに沿って言えば、NIMBY問題における立地地域少数者と域外多数者との合意形成を促す際には、迷惑施設が両者にもたらす利害の分配について域外多数者が高い関心をもって精査する意図を、立地地域少数者の側に示すことが重要であろう。本研究の結果は仮想シナリオを用いたものであり、上記の示唆の妥当性には限界がある。しかし、迷惑施設の是非をめぐる合意形成の促進という実践的な見地からは、今後の調査的研究などで検討を加えるべき有用な価値の高い知見と言える。

わが国で迷惑施設に関する合意形成過程を検討した近年の研究には、手続き的公正を重視する観点から立地地

域少数者ないし域外多数者のいずれかと行政機関との相互作用を論じたものが多く（大澤・広瀬・大沼・大友, 2014; 大友・大澤・広瀬・大沼, 2014）、立地地域少数者と域外多数者との相互作用への言及は少ない。北米と欧州、台湾で迷惑施設をめぐる推進派と反対派の価値観の相違を報告した例もあるが（Gladwin, 1980; Wolsink, 2000; Hsu, 2006）、これらは推進派と反対派それぞれによる当該施設への評価などを独立に論じており、両者の相互作用には詳細な分析がなされていない。こうした傾向は、実際の社会的場面における迷惑施設の是非が、主として行政機関と立地地域の人々との交渉から決定され、域外多数者の関与が少ないことを反映したものであろう。しかし受益圏と受苦圏の対立構造が包含されるNIMBY問題としての迷惑施設の是非を論じる際には、受苦圏に入る立地地域少数者の意思決定に対し、受益圏となる域外多数者の動向も、何らかの影響を及ぼすと考えなければならぬ。既述のように域外多数者は、迷惑施設の是非の決定を立地地域少数者や行政機関に委ねる消極的当事者主義を発生させやすい。その結果、実際には行政機関と立地地域少数者のみによって迷惑施設の是非が決定される社会的場面が多くなり、域外多数者の関心が低いまま、立地地域少数者へ負担が強えられる事態が現出する。たとえば在日米軍基地などが国における迷惑施設の決定場面では、域外多数者を代表する行政機関から立地地域に交付金が付与されるなどの形で、構造的な不公平の改善が図られることが多い。しかし、行政機関が不公平の改善を図っても、その構造的な不公平に対して域外多数者が無関心である場合には、立地地域少数者から域外多数者への共感度は低く、ネガティブな情動が喚起され、両者の合意形成は困難になるだろう。

Johnson (2008) によれば、将来世代を含む多様な人々への影響が大きい放射性廃棄物最終処分場（地層処分場）をめぐる協議では、利害関係者や専門家のみならず一般市民の参加も重要であるという。利害も意見も異なる多様なアクターが直接討論を重ねる熟議民主主義（deliberative democracy）の場では「視点の多元性」がもたらされ、多数決よりも高質な意見や決定が導かれやすいとされる。ここでいう「視点の多元性」とは価値観の多様性とも換言できるが、意見や価値観の異なる他者との熟議は、個人に自己の価値観への内省と修正を促すと考えられる。このことは特に、保護価値（protected value）を持つアクターが存在する場合に重要であろう。保護価値とは「他の価値とのトレードオフから保護された価値」（Baron & Spranca, 1997）と定義され、それを持つ個人に対して、異なる価値観との比較やそれらの受

容を困難にさせる。ただし保護価値は、それ自体が他の価値との比較を重ね十分な内省を経た上で形成されたものではない可能性もあるため、多様なアクターとの熟議で人々が相互の価値観や情報を交換することは、保護価値に代わる別の価値の焦点化を個人に促す効果が期待できる。既に述べたように、ダム建設をめぐり立地地域少数者が下流域の受益者との接触を通じて自発的にダム早期完成の要望書を提出するに至った事例は、立地地域少数者にとって保護価値に替わる新たな価値への注視が促された事例と考えることができるだろう（青木・鈴木, 2008）。

迷惑施設をめぐる合意形成過程で域外多数者に熟議への参加を承認すれば、参加するアクターの数や種類が増え、一時的には全体での合意が阻害される可能性がある。しかし長期的に見れば、立地地域少数者と域外多数者を含む各アクターが相互の価値観を収束させ、より多数にとって受容可能な結論を導出できる可能性も高い。迷惑施設の是非に関心の低いアクターを放置したまま、一部のアクターのみによって一元的な決定がなされる状態に比較すれば、すべてのアクターによる熟議から導出された決定は、その内容いかんにかかわらず、より多くの人々にとって受容可能性が高いという点で、より良い決定であると言える（野波ほか, 2014a）。迷惑施設の是非を含む公共政策の決定過程において、立地地域少数者と域外多数者との相互作用を検討することが求められる。

本研究では、迷惑施設の是非に向けられる域外多数者の関心の動向が公平性評価と共感性評価を介して立地地域少数者の情動反応に影響を及ぼすことを検証し、立地地域少数者と域外多数者の合意形成や迷惑施設の受容を促す上で、両者の間の構造的な不公平について域外多数者が高い関心を持ちつつ熟慮する意図を立地地域少数者に示す機会の設定が重要であることを示唆した。ただし、本研究の焦点は域外多数者との相互作用から立地地域少数者に生じる情動反応の検証であったため、迷惑施設に対する立地地域少数者の受容判断や、あるいは域外多数者との合意形成に対する情動反応の影響過程を具体的に検討することはできなかった。これに関する実証的な検討は、わが国での迷惑施設をめぐる多様な人々の合意形成という喫緊の実践的課題に応える上で、今後の重要課題である。また本研究の知見は、大学生を対象とした仮想シナリオ法という方法論上の制約から、外的妥当性が限定される。立地地域少数者と域外多数者の相互作用について一般性の高い知見を獲得するためには、広範な層を対象とした調査の手法により、原発・廃棄物処分場・軍事基地といった実際の迷惑施設をめぐる立地地域少数

者と域外多数者との相互評価を明らかにしなければならない。検討例の少ないこの2者の相互作用過程を詳細に論じる上で、多様な手法にもとづく多面的なデータの蓄積は今後必須である。野波・大友・坂本・田代(2015)によれば、NIMBY問題における域外多数者は、迷惑施設による立地地域少数者と域外多数者それぞれの利害について詳細な情報を獲得すると、行政の正当性を複数の手がかりから考慮する精緻な情報処理過程を喚起する。すなわち、域外多数者の関心を喚起する要因として、迷惑施設が多様なアクターの利害に及ぼす影響についての情報普及が挙げられる。これは、立地地域少数者の怒りや不満の抑制につながると期待される域外多数者の関心を喚起するひとつの方法である。このような実践的な示唆を裏づける上でも、今後の検証を通じて本研究の知見の理論的な妥当性を高めることが急務である。

現在のわが国で大きな懸案事項となっている在日米軍基地の移設や原発再稼働、放射性廃棄物の処分施設などは、立地地域を超えた域外多数者、あるいは現在世代を超えた将来世代の利害にまで影響が及ぶ迷惑施設である。広範な人々に影響が及ぶこうした公共施設は、行政機関と立地地域少数者のみならず、域外多数者も参加してその是非が決定されることが望ましい。多様な人々の利害に関わる迷惑施設の是非を決定する上での適切な社会的ガバナンス(神野, 2004)において、立地地域少数者と域外多数者との相互作用を視野に入れた公的決定過程の検証を、実践と学術の両面から進めることが求められる。

引用文献

- 青木俊明・鈴木嘉憲(2008). 胆沢ダム建設事業にみる合意の構図 土木学会論文集D, 64, 542-556.
- Baron, J., & Spranca, M. (1997). Protected values. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 70, 1-16.
- Falk, A., Fehr, E., & Fischbacher, U. (2003). On the nature of fair behavior. *Economic Inquiry*, 41, 20-26.
- 藤井 聡(2003). 社会的ジレンマの処方箋:都市・交通・環境問題のための社会心理学 ナカニシヤ出版
- 堀田結孝・山岸俊夫(2008). 最後通告ゲームでの意図のない不公正分配の拒否 実験社会心理学研究, 47, 169-177.
- Gladwin, T. N. (1980). Patterns of environmental conflict over industrial facilities in the United States, 1970-78. *Natural Resource Journal*, 20, 243-274.
- Hsu, S-Hsiang. (2006). NIMBY opposition and solid waste incinerator siting in democratizing Taiwan. *The Social Science Journal*, 43, 453-459.
- 神野直彦(2004). ソーシャル・ガバナンス:新しい分権・市民社会の構図 神野直彦・澤井安男(編著) ソーシャル・ガバナンス:新しい分権・市民社会の構図 東洋経済新報社 pp. 1-55.
- Johnson, F. G. (2008). *Deliberative Democracy for the Future: the Case of Nuclear Waste Management in Canada*. University of Toronto Press Incorporated. (船橋晴彦・西谷内博美(監訳)(2011). 核廃棄物と熟議民主主義:倫理的政策分析の可能性 新泉社)
- 梶田孝道(1979). 紛争の社会学:「受益圏」と「受苦圏」 経済評論, 28, 101-120.
- 来間泰男(2012). 沖縄の米軍基地と軍用地料 溶樹森林
- Lind, E. A., & Tyler, T. R. (1988). *The Social Psychology of Social Justice*. New York: Plenum.
- McCullough, E. M., Worthington, L. E. Jr., & Rachal, C. K. (1997). Interpersonal forgiving in close relationships. *Journal of Personality and Social Psychology*, 73, 321-336.
- McCullough, E. M., Rachal, C. K., Sandage, J. S., Worthington, L. E. Jr., Brown, W. S., & Hight, L. T. (1998). Interpersonal forgiving in close relationships: II. Theoretical elaboration and measurement. *Journal of Personality and Social Psychology*, 75, 1586-1603.
- Moon, G. (1988). Is there one around here? In C. J. Smith & J. A. Griggs (Eds.), *Location and Stigma*. London: Unwin Hyman, pp. 203-223.
- 野波 寛・大友章司・坂本 剛・田代 豊(2015). NIMBY問題における政策決定者の正当性は公益と私益の情報次第? :立地地域少数者と域外多数者による行政機関の評価 人間環境学研究, 13, 153-162.
- 野波 寛・蘇米雅・ハズネル敦・坂本 剛(2014a). コモンズとしての牧草地の管理権をめぐる正当性の相互承認構造:内モンゴル自治区における牧民・行政職員・都市住民の制度的基盤と認知的基盤 実験社会心理学研究, 53, 116-130.
- 野波 寛・土屋博樹・桜井国俊(2014b). NIMBYとしての在日米軍基地をめぐる多様なアクターの正当性:公共政策の決定権に対する当事者・非当事者による承認過程 実験社会心理学研究, 54, 40-54.
- 大澤英昭・広瀬幸雄・大沼 進・大友章司(2014). フランスにおける高レベル放射性廃棄物管理方策と地層処分施設のサイト選定の決定プロセスの公正さ 社会安全学研究, 4, 51-76.

- 大友章司・大澤英昭・広瀬幸雄・大沼 進 (2014). 福島原子力発電所事故による高レベル放射性廃棄物の地層処分の社会的受容の変化 日本リスク研究学会誌, 24, 49-59.
- Petty, R. E., & Cacioppo, J. T. (1986). The elaboration likelihood model of persuasion. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, 19, Academic Press, pp. 123-205.
- 清水修二 (1999). NIMBY シンドローム考 東京新聞出版局
- Smith, H. J., & Tyler, T. R. (1996). Justice and power: When will justice concerns encourage the advantaged to support policies which redistribute economic resources and the disadvantaged to willingly obey the law? *European Journal of Social Psychology*, 26, 171-200.
- Takahashi, L. M. (1997). The socio-spatial stigmatization of homelessness and HIV/AIDS: Toward an explanation of the NIMBY syndrome. *Social Science and Medicine*, 45, 903-914.
- Tyler, T. R., & Lind, E. A. (1992). A relational model of authority in groups. In M. Zanna (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology* Vol. 25. New York: Academic Press, pp. 115-191.
- Walster, E., Walster, G. W., & Berscheid, E. (1978). *Equity: Theory and Research*. Boston: Allyn & Bacon.
- Wolsink, M. (2000). Wind power and the NIMBY-myth: Institutional capacity and the limited significance of public support. *Renewable Energy*, 21, 49-64.
- 山腰修三 (2011). 沖縄社会における反基地感情のメディア表象: 沖縄地方紙の言説分析 (1995年9月-11月) を中心に 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要, 61, 149-160.

Effects of equity and empathy on emotional responses around NIMBY: Does unconcern of people in the non-affected area evoke anger among people in the location?

HIROSHI NONAMI (*Kwansei Gakuin University*)
 YUTAKA TASHIRO (*Meio University*)
 GO SAKAMOTO (*Nagoya Sangyo University*)
 SHOJI OHTOMO (*Konan Women's University*)

Over the propriety of unwanted facility, such as nuclear power plant, waste disposal and treatment facility, or military base, inequity of interests is observed between people in the location versus those in the non-affected area. Negative emotions such as anger or dissatisfaction among people in the location will be evoked much more toward extramural people who are unconcerned to their inequity than toward people who accept the facility unintentionally after perception its inequity. Results of an experiment using scenarios supported this hypothesis. Besides evaluation of inequity of interests, empathy with people in the non-affected area appeared to influence the emotional responses of those in the location. According to the group-value model, the display of sincere concern to the plights of those in the location by the unaffected majority was considered to be an influential factor in which the former perceived respect from the latter. We discussed implications of investigating interactions between these two groups on public decisions regarding these unwanted facilities.

Key Words: NIMBY, emotions among people in the location, concern of people in the non-affected area, equity, empathy